薬生発 0122 第 6 号 令和 3 年 1 月 22 日

各 保健所設置市長 機 別 区 長

厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行 規則の一部を改正する省令の公布について

一昨年に公布されました「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正法」という。)のうち、薬局の認定制度に関する部分の施行に関し、本日、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第5号。以下「改正省令」という。)が別紙のとおり公布されました。

改正の趣旨及び改正省令の主な内容については下記のとおりですので、御了知の 上、貴管内関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

改正法のうち薬局の認定制度に関する部分の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第1号。以下「規則」という。)について所要の改正を行うもの。

第2 改正省令の主な内容

- 1 地域連携薬局の基準等(第10条の2関係)
 - (1) 改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「新法」という。)第6 条の2第1項第1号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。

- ① 新法第6条の2第1項第1号に規定する利用者(4を除き、以下単に「利用者」という。)が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。
- ② 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。
- (2) 新法第6条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。
- ① 薬局開設者が、過去1年間(当該薬局を開設して1年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下1及び2において同じ。)において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48第1項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。)の構築に資する会議に継続的に参加させていること。
- ② 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機 関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し随時報告及び連絡すること ができる体制を備えていること。
- ③ 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均30回以上報告及び連絡させた実績があること。
- ④ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬 局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。
- (3) 新法第6条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。
- ① 開店時間(規則第1条第2項第3号に規定する開店時間をいう。以下同じ。)外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
- ② 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における 他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。
- ③ 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者 に提供する体制を備えていること。
- ④ 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定

による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合に は、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調 剤させる体制を備えていること。

- ⑤ 無菌製剤処理を実施できる体制(規則第 11 条の8第1項ただし書の規 定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を 含む。)を備えていること。
- ⑥ 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安 全対策を講じていること。
- ⑦ 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。
- ⑧ 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。
- ⑨ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。
- ⑩ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。)に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。
- (4) 新法第6条の2第1項第4号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。
- ① 居宅等(薬剤師法(昭和35年法律第146号)第22条に規定する居宅等をいう。以下同じ。)における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去1年間において月平均2回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、月平均2回未満であって当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもってこれに代えることができること。
- ② 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪 問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための 体制を備えていること。
- (5) 新法第6条の2第2項の申請書は、様式第5の2によるものとすること。この場合において、申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。2(5)及び3(6)において同じ。)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請者に添付しなければならないこと。

- (6) 新法第6条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること。
- ① 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する 役員を含む。②及び2(7)において同じ。)が新法第5条第3号イから トまでに該当しない旨
- ② 申請者が新法第 75 条第 4 項又は第 5 項の規定により地域連携薬局又は 専門医療機関連携薬局(以下「地域連携薬局等」という。)の認定を取り 消され、その取消しの日から 3 年を経過していない旨

2 専門医療機関連携薬局の基準等 (第10条の3関係)

- (1) 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。
- (2) 新法第6条の3第1項第1号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。
- ① 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。
- ② 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。
- (3) 新法第6条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。
- ① 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために(1)の傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。
- ② 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が 当該薬局を利用する(1)の傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の 使用に関する情報について①の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関 係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。
- ③ 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する(1)の傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について①の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。
- ④ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が 当該薬局を利用する(1)の傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の 使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡す ることができる体制を備えていること。

- (4) 新法第6条の3第1項第3号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。
- ① 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
- ② 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における 他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。
- ③ 在庫として保管する(1)の傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に 地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。
- ④ 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。
- ⑤ 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策 を講じていること。
- ⑥ 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。
- ⑦ (6)の専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。
- ⑧ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、(1)の傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。
- ⑨ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、(1)の傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。
- ⑩ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設に対し、(1)の傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。
- (5)新法第6条の3第2項の申請者は、様式第5の3によるものとすること。 この場合において、申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当 たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれ がある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の 診断書を当該申請書に添付しなければならないこと。
- (6) 新法第6条の3第2項第2号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体により、(1)の 傷病の区分に係る専門性の認定(以下単に「専門性の認定」という。)を受けた薬剤師であることとすること。
- ① 学術団体として法人格を有していること。

- ② 会員数が 1,000 人以上であること。
- ③ 専門性の認定に係る活動実績を5年以上有し、かつ、当該認定の要件を 公表している法人であること。
- ④ 専門性の認定を行うに当たり、医療機関における実地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の掲載又は当該団体が実施する適正な試験への合格その他の要件により専門性を確認していること。
- ⑤ 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けていること。
- ⑥ 当該団体による専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公表していること。
- (7) 新法第6条の3第2項第5号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること。
- ① 申請者が新法第5条第3号イからトまでに該当しない旨
- ② 申請者が新法第 75 条第4項又は第5項の規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない旨
- (8) (1) の傷病の区分の明示は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとすること。
- 3 各種手続等 (第 10 条の 4 から第 10 条の 10 まで、第 15 条の 16 の 2 及び第 16 条の 3 関係)
 - (1)地域連携薬局等の認定証は、様式第5の4によるものとすること。(第 10条の4)
 - (2) 地域連携薬局等の認定を受けた薬局の開設者(以下「認定薬局開設者」 という。)は、地域連携薬局等の認定証を薬局の見やすい場所に掲示してお かなければならないこと。(第10条の5)
 - (3)地域連携薬局等の認定証の書換え交付又は再交付の申請書は、それぞれ様式第3又は様式第4によるものとすること。(第10条の6及び第10条の7)
 - (4) 認定薬局開設者が、地域連携薬局等と称することをやめたことにより認 定証を返納するときは、地域連携薬局等と称することをやめた日から 30 日 以内に、様式第8による届書を当該認定証を交付した都道府県知事に提出し なければならないこと。(第10条の8)
 - (5) 新法第6条の2第4項又は第6条の3第5項の規定により地域連携薬局等の認定の更新を受けようとする者は、様式第5の5による申請書に認定証を添えて、都道府県知事に提出しなければならないこと。(第10条の9第1項)
 - (6) (5) において申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれが

ある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならないこと。(第10条の9第2項)

- (7) 認定に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとすること。 (第 10 条の 10)
- ① 認定番号及び認定年月日
- ② 薬局開設の許可に係る許可番号及び許可年月日
- ③ 認定薬局開設者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)
- ④ 薬局の名称及び所在地
- ⑤ 専門医療機関連携薬局にあっては、2(1)の傷病の区分
- ⑥ 専門医療機関連携薬局にあっては、2(6)の専門性の認定を受けた薬 剤師の氏名
- (8) 認定薬局開設者は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならないこと。 (第15条の16の2)
- ① 地域連携薬局等である旨
- ② 地域連携薬局等の機能に係る説明
- (9) 認定薬局開設者は、次に掲げる事項を変更したときは、30 日以内に、 様式第6による届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事 にその旨を届け出なければならないこと。(第16条の3第1項)
- ① 認定薬局開設者の氏名(認定薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。)及び住所
- ② 専門医療機関連携薬局にあっては、2 (6)の専門性の認定を受けた薬 剤師の氏名
- (10) (9)の届書には、次に掲げる届書の区分に応じてそれぞれ定める書類を添えなければならないこと。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでないこと。(第16条の3第2項)
- ① (9)①の認定薬局開設者の氏名に係る届書 認定薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(認定薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書)
- ② (9)①の役員に係る届書 新たに役員となった者が精神の機能の障害 により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切 に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神 の機能の障害に関する医師の診断書

- ③ (9)②の事項に係る届書(新たに新法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師となった者が認定薬局開設者である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他の認定薬局開設者の新たに新法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師となった者に対する使用関係を証する書類
- (11) 認定薬局開設者は、その薬局の名称を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第6による届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。(第16条の3第3項)
- 4 薬局機能情報提供制度(別表第1関係) 薬局機能情報提供制度の項目について、別表第1を別添のとおり改正したこと。

第3 施行期日

改正法第2条の規定の施行の日(令和3年8月1日)から施行すること。

第4 経過措置等

- 1 厚生労働大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の規則(2において「新規則」という。)第10条の3第6項の規定による専門性の認定を行う団体からの同項各号に掲げる基準に適合することについての届出の受理を行うことができる。(改正省令附則第2条関係)
- 2 新規則別表第1に掲げる事項に係る新法第8条の2第1項又は第2項の規定 に基づく報告の体制が整備されていないと都道府県知事が認める当該都道府 県にその所在地がある薬局の開設者については、令和4年9月30日までの間 は、この省令による改正前の規則別表第1の規定を適用する。(改正省令附則 第3条関係)

薬局機能情報提供制度の項目(新旧対照表)

77. Ozt

(傍線部分は改正部分)

改正前 改正後 別表第一 (第十一条の三関係) 別表第一(第十一条の三関係) 第一 管理、運営、サービス等に関する 第一 管理、運営、サービス等に関する 事項 事項 一 基本情報 一 基本情報 $(1)\sim(8)$ $(1)\sim(8)$ (略) (略) (9) 地域連携薬局の認定の有無 (新設) (10) 専門医療機関連携薬局の認定 (新設) の有無(有の場合は第十条の三第 一項に規定する傷病の区分を含 也。) (略) (略) 三 薬局サービス等 三 薬局サービス等 $(1)\sim(6)$ (略) (1)~(6) (略) (削る) (7) 受動喫煙を防止するための措 置 (略) (略) 第二 提供サービスや地域連携体制に 第二 提供サービスや地域連携体制に 関する事項 関する事項 一 業務内容、提供サービス 一 業務内容、提供サービス (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性 (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性 のある団体により認定され、又は のある団体により認定され、又は それらと同等の制度に基づいて それらと同等の制度に基づいて 認定された薬剤師をいう。)の種 認定された薬剤師をいう。)の種 類及び人数 類及び人数 (2) (略) (2) (略) (3) 薬局の業務内容 (3) 薬局の業務内容 (i)~(vi)(略) $(i) \sim (vi)$ (略) <u>(vii)</u> <u>オン</u>ライン服薬指導の実 (新設) 施の可否 (viii) 電磁的記録をもつて作成 (新設) された処方箋の受付の可否 (ix)·(x) (略) (vii) · (viii) (略) (4) 地域医療連携体制 (4) 地域医療連携体制 (i)·(ii) (i)·(ii) (略) (略) (iii) 入院時の情報を共有する (新設) 体制の有無 $(iii) \sim (v)$ $(iv) \sim (vi)$ (略) (略) 実績、結果等に関する事項 二 実績、結果等に関する事項 (1) · (2) (略) (1)・(2) (略)

200 July 200

- (3) 感染防止対策の実施の有無
- (4)・(5) (略)
- (6) 処方箋を応需した者(以下この 表において「患者」という。)の 数

(7)~(10) (略)

- 三 地域連携薬局等に関する事項
 - (1) 地域連携薬局
 - <u>(i)</u> 地域包括ケアシステムに関 する研修を修了した薬剤師の人 数
 - (ii) 第十条の二第二項第二号に 基づき、医療機関に情報を共有し た回数
 - イ 利用者(法第六条の二第一項 第一号に規定する利用者をい う。ロにおいて同じ。)が医療 機関に入院する場合に当該医 療機関に情報を共有した回数
 - <u>ロ 利用者が医療機関から退院</u> する場合に当該医療機関に情 報を共有した回数
 - <u>イ及び口に掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した</u> 回数
 - (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - (iv) 在庫として保管する医薬品 を必要な場合に地域における他 の薬局開設者に提供した回数
 - <u>(v)</u> <u>麻薬に係る調剤を行つた回</u> 数
 - (vi) 無菌製剤処理に係る調剤を 実施した回数
 - <u>イ</u> 当該薬局において実施した 回数
 - <u>ロ</u>他の薬局の無菌調剤室を利 用して実施した回数
 - <u>ハ</u> <u>他の薬局を紹介する等により実施した回数</u>

(新設)

- (<u>3</u>)·(<u>4</u>) (略)
- (5) <u>処方せん</u>を応需した者(以下この表において「患者」という。) の数

<u>(6)</u>~<u>(9)</u> (略) (新設)

- (vii) 地域における他の医療提供 施設に対し医薬品の適正使用に 関する情報を提供した回数
- (vii) 居宅等における調剤並びに 情報の提供及び薬学的知見に基 づく指導を実施した回数
- (2) 専門医療機関連携薬局
 - (i) 第十条の三第一項に規定す る傷病の区分ごとの専門性の認 定を受けた薬剤師の人数
 - (ii) 第十条の三第三項第二号に 基づき、同項第一号の医療機関に 情報を共有した回数
 - (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - (iv) 在庫として保管する第十条 の三第一項に規定する傷病の区 分に係る医薬品を必要な場合に 地域における他の薬局開設者に 提供した回数
 - <u>(v)</u> <u>麻薬に係る調剤を行つた回</u> <u>数</u>
 - (vi) 地域における他の薬局開設 者に対して第十条の三第一項に 規定する傷病の区分ごとの専門 的な薬学的知見に基づく調剤及 び指導に関する研修を行つた回 数
 - (vii) 地域における他の医療提供 施設に対して第十条の三第一項 に規定する傷病の区分ごとの医 薬品の適正使用に関する情報を 提供した回数

〇厚生労働省令第五号

及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 法律第六十三号) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、 医薬品、医療機器等の品質、有効性 (令和元年

令和三年一月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第

次の表のように改正する。

の一部を次のように改正する。

(債務部分に改立音グ)	(要集取それな三即そ)

第十条の二 法第六条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 「	携薬局の基準等	天 宋 宋	は、様式第四によるものとする。第五条 令第二条の四第二項の薬局開設の許可証の再交付の申請掛(薬局開設の許可証の再交付の申請掛)	する。	改正後	
新殿		に関する台椴に記載する事項は、次のとおりとする。第七条(令第一条の八に規定する法第四条第一項の規定による許可(薬局開設の許可台帳の記載事項)	は、様式第四によるものとする。第五条(令第一条の六第二項の薬局開散の許可証の再交付の申請否(薬局開設の許可証の再交付の申請書)	する。 「「東局開設の許可証の書換え交付の申請書は、様式第三によるものと関する法律施行令(以下「令」という。」第一条の五第二項の薬関する法律施行令(以下「令」という。)第一条の五第二項の薬第四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に(薬局開設の許可証の普換え交付の申請書)	改正前	

数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる。 国医療機器等」という。)の販売業の許可を受け、訪問診療を理医療機器等」という。)の販売業の許可を受け、訪問診療を可じ、当該第六条の二第二項の申請者は、様式第五の二によるものとする。この場合において、申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。次条第五項及び第十条の九第二項において前できないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断者を当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断者を当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断者を当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断者を当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断者を当該申請者に係る精神の機能の障害により業務を適正に行うにといいます。

・ 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に實していない旨・ 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に實していない旨

けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受とおりとする。

(新段)

とは、大いのとおりとする。 は第六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、大のとおりとする。 のとおりとする。 のとおりとする。 に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有すいで、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第一項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加されて、本では、大いのにと、

世で、名こと

「関する実利師が当該薬局を利用する第一項に関する情報について前号版当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号を開放する変剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する協病の区分に版当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号を開放を表別のと対して破場に対いて、当該薬局において薬事に関する変剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する協病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号を備えていること。

「関方の変剤の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。」
「関方の変剤の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。」
「関方のとおりとする。」
「関方の変剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に対ける他の薬剤及び医薬品の使用に関する実務に従事する相談に対いて薬事に関する実務に従事する相談に対いて薬事に関する実務に従事する相談に対いて薬事に関する実務に従事する相談に対いて薬事に関する実務に従事する相談に対いて薬事に関する実務に従事するには、地域に対いて薬事に関する実務に従事する。

4

城における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えて

ていること。第六項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置

一項に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく関剤及び指導に関する研修を組織的に行っていること。
 一項に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく関剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。
 一項に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく関剤及び指導に関する場合において、単語者が精神の機能の障害により築務を提供していること。
 一項に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく関剤及び指導に関する場合において、単語ではよるものを変換性施設に対し、第一項に規定する協力の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく関剤及び指導に関する場合において、単語者が精神の機能の障害により業務を提供していること。
 一項に規定する協力との医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。
 一項に規定する協力との要素に関する実務に従事する薬剤師が、過報を提供していること。
 一項に規定する協力との医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。
 一項に規定する協力との医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。
 一項に規定する協力とのと対し、第一項に規定する協力と対し、第一項に規定する協力とに基づく関剤及び指導に関する場合において薬事に関する薬剤に従事する場合において薬事に関する薬剤に従事する場合において薬事に関する薬剤に対して、第一項に規定する協力とに対して、第一項に規定する協力とによる。

5

うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断費を当該申請否に派付しなければならない。

「場げる基準に適合するものとして厚生労働者令で定める要件は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体により、第一項に規定する協病の区分に係る専門性の認定(以下単に「専門性の認定」という。)を受けた薬剤師であることとする。
「学術団体として法人格を有していること。」
「会員数が千人以上であること。」
「会員数が千人以上であること。」
「会員数が千人以上であること。」

6

四

二 会員数が千人以上であること。 三 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けていること。 定の要件を公扱している法人であること。 定の要件を公扱している法人であること。 可門性の認定を行うに当たり、医療機関における実地研修の 実施する適正な試験への合格その他の要件により専門性を確認 していること。 五 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けていること。 1 会員数が千人以上であること。 一 当該団体による専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公安していること。

7 치죄

は第六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 のとおりとする。

81 うものとする。 場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行場所及び当該薬局内の見やすい

第十条の四 地域連携薬局等の認定証は、(地域連携薬局等の認定証の様式)

様式第五の四によるもの

(新股)

機能の障害に関する医師の診断書を当該申助書に添付しなければできないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神のうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがう 前項において申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行	ればならない。 (地域連携薬局等の認定の更新の申請) (地域連携薬局等の認定の更新を受けようとする者は、様式第五第十条の九 法第六条の二第四項又は第六条の三第五項の規定により地域連携薬局等の認定の更新の申請)	出しなければならない。 ・様式第八による届者を当該認定証を交付した都道府県知事に投 ・様式第八による届者を当該認定証を交付した都道府県知事に投 ・は、地域連携薬局等と称することをやめた日から三十日以内に ・さは、地域連携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納すると ・選携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納すると ・は、地域連携薬局等の認定証の返納時の届出)	付の申請告は、様式第四によるものとする。第十条の七(守第二条の九第二項の地域連携薬局等の認定証の再交(地域連携薬局等の認定証の再交付の申請書)	え交付の申請者は、様式第三によるものとする。第十条の六、令第二条の八第二項の地域連携薬局等の認定証の沓換(地域連携薬局等の認定証の沓換え交付の申請者)	の見やすい場所に掲示しておかなければならない。 「第十条の五」地域連携薬局等の認定を受けた薬局の開設者(以下「(地域連携薬局等の認定を受けた薬局の開設者(以下「し、し、地域連携薬局等の認定証の掲示)
	新設)	(新設)	(新股)	(新設)	(新設)

ならない

(新段)

(地域連携薬局等の認定台級の記載事項)

「地域連携薬局等の認定台級の記載事項)

く。)のとおりとする。
「項の認定を受けていない場合は、別表第一第二の項第三号を除い現第一(当該薬局が法第六条の二第一項又は法第六条の三第、別表第一(当該薬局が法第六条の二第一項又は法第六条の三第第十一条の三 法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当第十一条の三 法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当

一 当該薬局内の育長のとよった。
「協利された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等)

導を行うための設備がある場所又は居宅等において調剤の業務備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設

別、別表第一のとおりとする。は「該薬局の所在地の都道府県知事に「第十一条の三」法第八条の二第一項(薬局開設者の報告事項) ・に報告しなければならない事項項の規定により、薬局開設者が は当

ないる

導を行うための設備がある場所又は薬剤師法第二十二条に規定備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設

は城連携薬局等の機能に係る説明 第十五条の十六の二 認定薬局開設者は、当該薬局内の原外五条の十六の二 認定薬局開設者は、当該薬局内の原体を対し、当該薬局内の原体を対して、次に掲げる対し、地域連携薬局等の掲示) 二~五 5 前項第一号に掲げる認定薬局開設者の氏名に係る届書 の見やすい場 <u>2</u> (新股) (新股) 4~5 (略) こうでは、その関対の業務を行う場合をいう。)において行わせること。 でいいのではがある場合にあつては、その関対の業務を行う場所をいう。)において関対の業務を行う場合若しくは同条ただし沓に規定するを療を受ける者の居宅等(以下単に「居宅等」という。)

な行わせること。 場合にあつては、を行う場合若しくは

その調剤の業務を行う場所をいは同条ただし書に規定する特別

う。)にいの事情が

おあ いる

-|= 次のとおりとする。 大のとおりとする。 大のとおりとする。 (略) 音の厚生労働省令で定める場合は

よつて行うものとする。 様式第七による届番を提出すること

業者については、毎男百十四条の八十三 第百七十三条第一項の規定を準用する。(高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造

2

第

次に掲げるものとする。(卸売販売業における医薬品の販売等の相手方) 令 で定め る 者

は、

第十七条 令第二条ただし (取扱処方箋数の届出) とおりとする。 **令第二条ただし掛の厚生労働省令で定める場合は、**

次

O

て行うものとする。 マ 令第二条の届出は、 ー・二 (略) 様式第七による届番を提出 す ることによっ

造業者については、第百七十三条第一項の規定を準用する。(以下「高度管理医療機器等」という。)の製造販売業者又は製第百十四条の八十三 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器 造業者に

(卸売販売業における医薬品の販売等の相手方) (卸売販売業における医薬品の販売等の相手方) で定める 者 は、

(6) 処方箋を応器した者(以下この表において(4)・(5) (略) (4)・(5) (略) (2) (略) 実績、結果等に関する事項 ・実(i)[ii) (2) 績 / | 他の薬局を紹介する等により実施した回数| で | 一他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数| イ 当該薬局において実施した回数| 一 他の薬局の無菌調剤を行つた回数| 一 他の薬局開設者に提供した回数 (i) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における一他の薬局開設者と連携して対応した回数「休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における 伽の数 (R) (略) 人院時の情報を共有する体制の イ及びロに掲げるもののほか、医療機関に情報を共有情報を共有した回数利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関にに当該医療機関に情報を共有した回数 をいう。ロにおいて同じ。)が医療機関に入院する場合利用者(法第六条の二第一項第一号に規定する利用者 第十条の二第二項第二号に基づき、 有無 医療機関に情報を共 「患者」 た薬剤師の とい (新 (6)| 散 〜 う (9)| 。 (ii) (新 (v) 設) (略) 結果等に関する事項() (略) 。 略数

第一(管理、運営、サービス等に関する事項別表第一(第十一条の三関係) 三〜十五の開設者でもののでは、一(略) (1) 薬局サ (削る) 基本情報 三第一 薬局の業務内容 一務内容、提供サービス供サービスや地域連携体制に関する事項 専門医療機関連携薬局の認定の有無(有の場合は第十条の地域連携薬局の認定の有無 又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をい認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され の種類及び人数はそれらと同等の ソービス等 運営、 項に規定する傷病の区分を含む。 ō あつて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使(医療法第二条第一項に規定する助産所をいう。)の 略) 略) をもつて作成された処方箋の服薬指導の実施の可否 $\overline{}$ 第一(管理、運営、サービス等に関する事項別表第一(第十一条の三関係) 79 (7) 受動喫煙を防止するための措置 (1)~(6) (略) 三 薬局サービス等 三~十五 (新設) 基本情報 消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの項に規定する助産所をいう。)の開設者であつて助産所で滅歯「助産所(医療法」(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一(略) (1i) う。)の種類及び人数、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤節を、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤節で、認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定さ、業務内容、提供サービスや地域連携体制に関する事項 (新設) ··ii (略) 地域医療連携体制 薬局の業務内容 略) 略) 略)

(以下この表において「患者」とい

- (i) 場十条の三第一項に規定する協病の区分ごとの専門性の関連機関連機薬局
 (ii) 第十条の三第一項に規定する協病の区分ごとの専門性の関連を提供した回数
 (ii) 第十条の三第一項に規定する協病の区分ごとの専門性の関連として保管する第十条の三第一項に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づくに規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づくに規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づくに規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づくに規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づくに規定する協病の区分ごとの要別の表の関連を行つた回数
 (ii) 地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する協病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づくに規定する協病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する研究を提供した回数
 (ii) 地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する協病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

様式第三中「瓣固梁」の下に 乛 第十条の六」を、 「歯には、 凝回」の下に 「、地域連携薬局、 専門医療

機関連携薬局」 様式第四中 「第五条」 を加える。 の下に 乛 第十条の七」 を、 「棚には、 薬周」 の下に , 地域連携薬局、 専門医療

様式第五の次に次の六様式を加える。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要欄にその配載事項の全てを配載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要欄にその記載事項 の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3) 欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の二(第十条の二関係)

地域連機整局認定申請專

許可	番号	及	び	年	月	Ħ	
薬	局	Ø	. •	名		称	
薬 居	•		所	在		地	
利用者			-,-				
構造		備	<u> </u>		既	<u>要</u> 品	
利用者の使用	手の男 月に目			び医		他	
	を提り					す	
る 4		-	0	概		要	
地域σ							
に薬剤						Ø	
体	制	Ø		概		要	
	等に		け	_	糊	剤	
並びに						薬	
学的发		_		く指		を	• •
行う	<u>体</u>	制	0		斑	要	
	人に		2	-	は)	
薬 事 責任を	に関		る		務	に	
共正 2							 定により許可を取り消され、取消しの
	(1)						ていない者
申務	(0)						の規定により登録を取り消され、取消
申請者(法人にあつては、務に責任を有する役員を含	(2)						過していない者
(任	(3)						第5項の規定によりその受けた認定を
法を有	(3)						肖しの日から3年を経過していない者
だす	(4)						られ、その執行を終わり、又は執行を
ある	<u> </u>		_		_	•	った後、3年を経過していない者
ア資							薬取締法、毒物及び劇物取締法その他
はを	(5)						收令で定めるもの又はこれに基づく処 交行為があつた日から2年を経過して
			- 2色の		70	ン注	又行為かめつにもから2年を起題して
薬む	(6)	-			*-	. 2 .	又は覚醒剤の中毒者
にの	L.07				-		より薬局開設者の業務を適正に行うに
関欠なれ	(7)						判断及び意思疎通を適切に行うこと
薬事に関する薬む。)の欠格事由	'''		_	といる		~,,,,,,,	149700 1015-1015 6 15 301-11 / - 6
菜由						多を	適切に行うことができる知識及び経験
	(8)						ない者
備						考	

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) ほみびかかまるの氏名

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 法第6条の3第1項に規定する傷病の区分欄には、第10条の3第1項で定める傷病の区分を 記載すること。
- 4 利用者の心身の状況に配慮する構造股備の概要欄にその配載事項の全てを配載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄に その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別 紙を添付すること。
- 6 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要欄にその配載事項の全て を配載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の三(第十条の三関係)

専門医療機関連携薬局認定申請由

許可	誉	号 及	Ŭ	年	月日		
菜	局	の		名	称		
楽	局	の	所	在	地		
法 第	6 条	. 0	3 第	1	項に		
1.1.2	す。				区分		
法第 6					-		
に規り	<u> きす</u>	る 薬	剤的	手の	氏名		
利用者			況に				
構造			の	柳			
利用				医			
の使り			る作			·	
	象提		設と				
		削	<u>の</u>	概	要		
専門自							
づく!				•			
を行	<u>う</u> 人 i		列 0				
	へに			て 小菜 オ			
安任を						•	
<u> </u>	,					 定により許可を取り消され、取消しの	
申	(1)					ていない者	
緒に	(2)	法第	75条	の25	第1項 (の規定により登録を取り消され、取消	
者資	(2)				-	るしていない者	
(法人	(3)					第5項の規定によりその受けた認定を	
人有						肖しの日から3年を経過していない者	
にする	(4)		-			られ、その執行を終わり、又は執行を	
にあつては、						った後、3年を経過していない者	
て 具						東取締法、強物及び劇物取締法その他	
は登	(5)					女令で定めるもの又はこれに基づく処	·
薬む。				U, 1	との巫が	で行為があつた日から2年を経過して	
-947	(0)	いな		~ 3		to 1.4% XTI day on the star star	
にの	(6)					ては覚醒剤の中容者	
関する	(7)					はり薬局開設者の業務を適正に行うに 判断及び意思疎通を適切に行うこと	
に関する業務の欠格事由	(1)	がで			18674、	中間及い思心味理を返りに行うこと	
菜由					な状たコ	適切に行うことができる知識及び経験	
107	(8)				られた		
		1 C H	, 50	_ DO V		N 'B	
備					考		

上記により、専門医療機関連携薬局の認定を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名

都道府県知事 殿

様式第五の四(二)(第十条の四関係) 認定番号

専門医療機関連携薬局認定証

氏名(法人にあつては、名称) 薬局の名称 薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項の 規定により専門医療機関連携薬局の認定を受けた薬局であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事 印

専門医療機関連携薬局に係る傷病の区分

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第五の四(一)(第十条の四関係) 認定番号

地域連携薬局認定証

氏名(法人にあつては、名称) 薬局の名称 薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の 規定により地域連携薬局の認定を受けた薬局であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事 月

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載す 項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要欄にその配載事項の全てを配載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と配載し、別紙を添付すること。
- 6 居宅等における関剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要欄にその配載事項 の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 第16条の3第1項第1号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に配載すること。
- 8 第16条の3第3項に掲げる事項についてこの更新申請審を提出する際に変更の予定がある場合は、当該 変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 9 中請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3) 欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断咨を添付すること。

様式第五の五(一)(第十条の九関係)

Ht.	城	诎	摊	338	凮	权	定	Ħ	新	曲	27	煮

						20 20	, ,,	- ~ ~ 1	PD .					
許可			び年		日									
認定			び年		B									
薬		の	名		称			·				13		
	局	の 月			地						-			
		身の状況			- 1									
	世 段者の				要									
		楽剤が関する			品他									
		供施的			·- I									
		制 の			要									
		者に対			的									
に楽					の									
体	制	の	概		要									
居宅	•		ける		剤									
		報の扱			薬									
		に基づ			を									
行う	体				要									
一签		*	項			変	更	前			変	更	後	
変更内容														
容					1						•			
(法	人に	こあ	2 2	7 13	5									
※ 本		-		務ト	' I									
贵任?	を有:	する役												
l	(1)					り許可を	取り消	され、取消	肖しの日	3から				
甲務	<u> </u>	3年を												
申請者(法人にあつては、務に責任を有する役員を含	(2)						録を取	り消され、	取消し	の日				
35.	<u> </u>				ていない		- h Z	~ TT. 1-1-3- M	E	* 10 200				
汽 脊	(3)					の現定に 3年を経過		の受けた数	8定を4	^{又り7月}				
にま	<u> </u>							り、又は勢	4年かだ	21+2				
あ役	(4)					を経過して			W11.62	ξη Θ				
て見	<u> </u>							物取締法そ	一の他を	医事に				
は各	(5)							基づく処分						
※(ていない者		•••				
薬事に関する薬 の欠格事由	(6)		_			経剤の中部								
にの	(7)	精神の	機能の	障害に	こより薬	局阴股者の	の業務	を適正に行	すうに当	たつ				
学格	(1)							テうことが						
る事	(8)							る知識及び						
来出	(0)	ると認る								1				
備				考										

上記により、地域連携薬局の認定の更新を申請します。

年 日 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名)

都道府県知事 脳

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 法第6条の3第1項に規定する傷病の区分欄には、第10条の3第1項で定める傷病の区分を記載すること。
- 4 利用者の心身の状況に配慮する構造股備の概要欄にその配轅事項の全てを記轅することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載する ことができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 第16条の3第1項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する 場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
- 8 第16条の3第3項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該 変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 9 中請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3) 棚にあつてはその理由及び年月日を、(4) 棚にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5) 棚にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7) 欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断審を添付すること。

様式第五の五 (二) (第十条の九関係)

専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局 認 定 更 新 申 勧 き

				~77	. [.]	A	701 1732	190	WE :	D5 :	74E /FL	1 160-	Æ_	X, 791	1 7	. eH	127					
許可	番号	及	び	年	月	Ħ																
認定	番号	及	ぴ	年	月	Ħ																
薬	局	0		名		称																
薬 周	} 0	D .	所	在	Ε	地																
法 第(第		項																	
	する					分								•							- :	
法第6					-	-															·	
に規定利用者の																						
構造	の心気	備	יו שט. כס		既り	要																
利用		<u>薬 済</u>				棄						-				-			•		- 19 - 19 - 19	
品の包	_	に関		-	情	報																
	り医	療技		施	設	٤		٠														
	<u>する</u>		制	<u>の</u>	概	要									_							
		薬 学			見	31																
基づく業務を			との	指の		о П																
	2 11	事	- 1171	項					変		更	前			Т			変	T	£	後	
変更内容		-u -		79.					24		~_	194)			+			24.		-	124	
内													•									
															ᆚ							
(法 人 薬 事	. に に 関	ありす	っる	楽		は)																
薬 事 黄 任 を				** €の		にタ																
7 12 0							定に』	5 9 1	许可	を取	なり消	され	, I	支消し	の	日かり	61					
申務	(1)			過し												•						
一番費	(2)						の規定		より	登舞	を取	り消	íċi	ι、取	消	しの	8					
申請者(法人にあつては、薬丸務に資任を有する役員を含む。)	(ハない		-		. la =			. 750 e4		TE- 10 '	112					
佐有	(3)						第5項 日から			-		_			そ	収り	(F)					
にま				_			られ、								ょ	要け.	ᆰ					
ある	(4)		-				3年	_	_				~'	~ 7111	-	X 17.	٦					
「石具」							薬取紀						締	よその	他	楽事	2					
Ķ튬	(5)						定める								遊	反し、	.					
薬む							た日か		_	_		てい	ない	者			4					
事()	(6)						又は覚															
関欠	(7)						より乳			-							- 1					
す格	,						及び意								_		_					
薬事に関する業	(8)	楽局					適切に	-17	ソニ	C D	. C.S.	೨೫	16成人	えい柱	映	で付.	9:					
		၁င	PO'O'	, D.	いばし	_																
備						考																

上記により、専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請します。

年 月 月

住 所 (法人にあつては、主)たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名

都道府県知事 房

ಶ್ಠ め に関する業務に責任を有する」
リス 様式第六中 「欄には、薬局」の下に「、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局」を加え、 「第十六%の川」の下に「、 第十八%の川」を加え、 「第5条第3号イからへまで」や「第5条第3号イからトまで」以おぬ 「業務の種別」を「業務等の種別」に改 「業務を行う」や「薬事

様式第八中 「第十八条」 の前に「第十米の人、 を加え、 「業務」 を「業務等」 に改め、 「歯には、

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 三第六項の規定による専門性の認定を行う団体からの同項各号に掲げる基準に適合することについての届 の品質、 厚生労働大臣は、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の医薬品、 (次条において 「新規則」という。 医療機器等 第十条の

出の受理を行うことができる。

第三条 等に関する法律施行規則別表第一の規定を適用する。 年九月三十日までの間は、 されていないと都道府県知事が認める当該都道府県にその所在地がある薬局の開設者については、 新規則別表第一に掲げる事項に係る医薬品、 (昭和三十五年法律第百四十五号)第八条の二第一項又は第二項の規定に基づく報告の体制が整備 この省令による改正前の医薬品、 医療機器等の品質、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関す 有効性及び安全性の確保 令和四